

2026. 4. 17

20年で460万人減の主婦年金は廃止すべきか

～不公平だとしても所得捕捉の違いを無視した議論は危険～



経済調査部 シニアエコノミスト

前田 和孝

ポイント

- 自民党と日本維新の会が第3号被保険者制度の縮小を検討するとのことだが、この20年間で対象者は大きく減っている。文字どおりの縮小ではなく、制度廃止も視野に入れて議論される可能性
- 就労調整を防ぐための第3号被保険者制度廃止は考え得る。一方、公平性の議論には穴も
- 第3号被保険者制度を廃止する場合、第1号被保険者の配偶者と同様に保険料を定額負担させるのが有力な選択肢か。ただ、実行可能性などもふまえれば、廃止よりも縮小が依然として現実解

1. 検討されるのは第3号被保険者制度の廃止か

報道によると、自民党と日本維新の会は13日、実務者協議で公的年金の主婦年金（第3号被保険者制度〈以下、3号〉）の対象者を縮小する方向で一致したとのことである。5月中に具体的な内容を示す骨子を取りまとめるとされており、どのような施策となるかは未定である。そもそも3号の対象者は、2004年度末には1,099万人だったが、2024年度末には641万人となっており、この20年間で約460万人も減少している（図表1）。背景には、共働き世帯が増えたことや、政府が厚生年金の加入要件を緩和してきたことがある。ここから対象者を縮小させるには、加入要件のさらなる緩和が一つの選択肢となるが、今回、おそらく自民党と日本維新の会が検討しようとしているのは3号制度自体の廃止だと思われる。

2. 就労促進と公平性、3号廃止に係る二つの論点

3号は、20歳以上60歳未満で、厚生年金に加入している第2号被保険者（以下、2号）に扶養されている配偶者のことで、専業主婦・主夫やパートタイムで働いている人などが該当する。3号は、①人手不足のなかで就労を阻害している、②共働き世帯や、自営業者・フリーランスなどの第1号被保険者（以下、1号）の配偶者¹と比べて優遇されているといった点から廃止を求める声がある。

少し古いデータではあるが、厚生労働省「令和4年公的年金加入状況等調査」によれば、会社員・公務員として働く3号（女性のみ）で基本給7.8～8.8万円/月の人は87.7万人おり、他の階級に比べて多い（図表2）。月額賃金8.8万円/月（106万円/年）以上は、短時間労働者の厚生年金の加入要件の一つであることから²、このなかには、加入に伴う社会保険料負担増を避けるべく、就労調整をしている人が含まれていることが想定される。そのため、人手不足のなか、就労調整を防ぐという意味での3号廃止論は考え得る。

¹ 1号（自営業者・フリーランスなど）の配偶者は、専業主婦・主夫であっても1号として定額の保険料を負担する

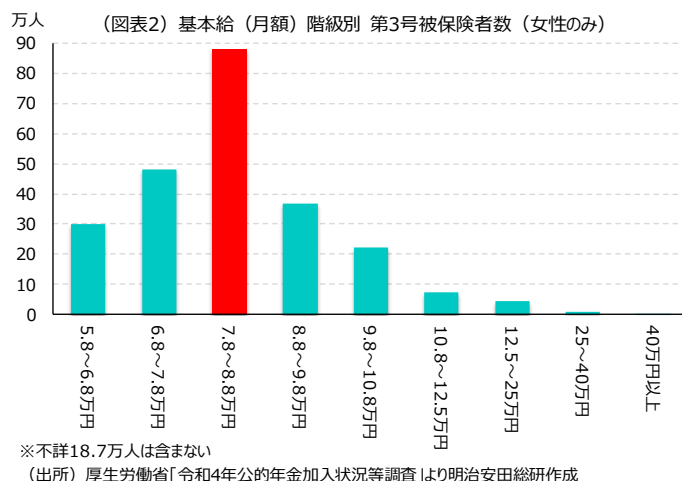
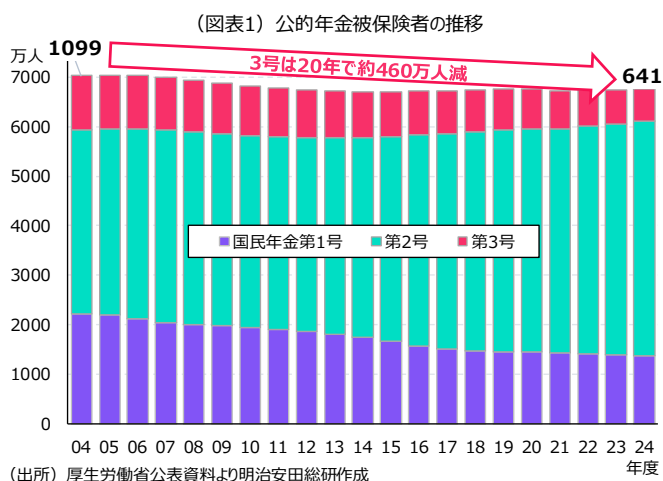
² 賃金要件は2026年10月に廃止予定。ただ、2025年度の最低賃金引き上げにより週20時間働けば自然に上回るため、すでに形骸化している

共働き世帯や1号の配偶者と比べて優遇されているという観点で取り上げられるのは、社会保険料負担の取り扱いである。3号には保険料の支払いがないため、いずれも保険料を払う共働き世帯や、給付は3号と同じ基礎年金のみで、就労の有無にかかわらず保険料を定額負担させられている1号の配偶者から見ると不公平との指摘は多い。ただ、厚生年金は1人当たりの賃金水準が同じであれば、片働き・共働きに関係なく負担と給付は同じになるよう設計されており、世帯単位では公平性が保たれている。一方、1号の配偶者との比較においては、収入に応じて負担する、受益（給付）に対して負担するといういずれの観点からも不公平に見える。

3. 1号との比較にひそむ矛盾

3号を廃止する場合の有力な案は、1号の配偶者と同様に保険料を定額負担させるというものである。これは一見不公平を是正するように思えるが、公的年金がなぜ1~3号に分けられているのかという原点に立ち返ると必ずしもそうとも言い切れない。1号は2号と違って正確な所得捕捉が難しいという事情があり、そのために保険料が定額負担となっている。3号を抱える2号が支払った保険料は配偶者と共同負担したものとみなすという法律上の規定もあるなか、2号の配偶者が1号の配偶者と同じ保険料を支払うことが妥当性を持つのかは議論する必要がある。そもそも3号がすでに被保険者全体の10%にも満たないなかで、所得がない、もしくは低い人に新たに負担をさせ保険料の逆進性を高め、また、未納者増加につながる可能性のある施策を実施すべきかも考慮すべきである。これらの点や実行可能性などをふまえれば、所定労働時間が週10時間以上のすべての被用者に厚生年金を適用するなど、廃止よりも3号を減らすことに引き続き注力すべきと考える。

3号が批判の対象とされるのは、“得をしている”との見方が世論として広がっていることも一因と思われる。確かに厚生年金に加入しないことで保険料は払わずに済むが、一方で収入や年金を増やす機会も失っている。すでに男性の4人に1人、女性の2人に1人が90歳まで生きる状況のなか、こうした見方を再考することも重要だろう。



本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください

明治安田総合研究所 シニアエコノミスト 前田 和孝

電話番号：080-2298-8278

e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411